

空き家対策、自治体強化

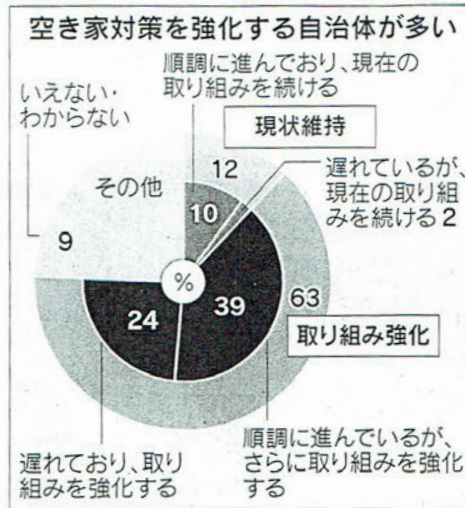
主要市区の6割 撤去や修復・再生

人口減で全国の空き家が800万戸を超える中、地方自治体が対策を本格化している。日経産業地域研究所が主要市区に調査したところ、6割以上が取り組みを強化すると回答した。自治体に立ち入り調査などの強い権限を与えた法律が5月に全面施行されたことが背景にある。具体策としては老朽化した空き家の撤去や、修復して活用する例が多い。

調査は6～7月、政令市、県庁所在地、中核市、東京23区の計99市区を対象に実施し、98市区から回答を得た。

5月の空き家対策推進特別措置法の全面施行で、対策の担い手である市区町村に立ち入り調査や行政執行の権限が与えられた。

調査では「特措法の施行を機に取り組みを強化する」との回答が計63%に上った。



空き家の主な対策は除却(撤去)と活用の2つ。山形市、和歌山市、長崎市などは撤去に重点を置く。長崎市は税金を投入して老朽化した空き家の撤去事業を実施。建物と土地の寄付を条件に、市が全額公費で空き家を解体し、跡地を公共の場として整備している。

直下型地震が懸念される首都圏でも、東京都足

立区、文京区などが老朽化した空き家の撤去を進めている。足立区は区の指導・勧告に従って解体する場合、2016年3月まで工事費の9割(上

置法では、空き家の所有者を特定するため、これまで徴税業務に限られていた固定資産税の納税者情報を利用して行うようにした。調査では固定資産税情報を「既に利用した」との回答が約7割あった。「今年度中あるいは来年度以降に利用する」と合わせる約9割近くに上る。

総務省の「住宅・土地統計調査」によると、13

限100万円)を補助する。

京都市、金沢市、広島県尾道市などは活用を重視。尾道市はNPO法人と連携して老朽化した空き家を修復し、再生させている。山形県鶴岡市は建物と土地を低価格で譲渡してもらい、周辺の土地や道路と合わせて区画再編する独自の取り組みを進める。

空き家対策推進特別措

年10月時点で全国の空き家は約820万戸。5年前と比べ8.3%増えた。総住宅数に占める空き家の割合は同0.4%上昇して13.5%と、過去最高となった。